

チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業
災害対応等ロボット導入事業費補助金 募集要領

平成29年6月
福島県ロボット産業推進室

1 募集期間

平成29年6月15日（木）～平成29年12月15日（金）

- ※ 申請書は受理した順に、審査します。書類に不備がある場合には受理できません。
審査の結果、補助の要件に合致し、適当であると認められた場合、交付決定となります。
- ※ 予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。

2 事業目的

本県では、新たな産業の創出としてロボット関連産業の振興に取り組んでおり、「ロボット産業革命の地ふくしま」の形成を目指しております。

本県で製造又は開発された災害対応等ロボットを、県内外の事業所等で導入し、県内の現場において利活用される「ロボットの地産地消」を実現するため、予算の範囲内で災害対応等ロボット導入に係る費用の一部を補助することにより、県産ロボットの導入促進を図ります。

- ※ 貸出目的での災害対応等ロボットの導入については、当事業の対象外とします。

3 事業内容

福島県内の事業所で製造又は開発された災害対応等ロボットを導入する県内外の事業所等に対し、必要経費の一部を補助します。

本事業における「災害対応等ロボット」とは、災害対応ロボット、廃炉・除染ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、重量物を運ぶための装着型ロボット、教育ロボットを指します。ただし、以下に挙げるロボットは、本事業における「災害対応等ロボット」としません。

①福島県保健福祉部「介護支援ロボット導入モデル事業」及び「医療施設用ロボット導入モデル事業」の対象であるロボットであって当該事

業と同目的で活用するもの、

②福島県農林水産部「農作業支援ロボット開発促進事業（アシストスーツ）」の対象であるロボットであって当該事業と同目的で活用するもの。

4 補助の要件

(1) 補助事業者

- ① 福島県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主（農業林業漁業に従事する者に限る）
- ② 本事業を継続的に実施する能力及び資金を有すると認められること
 - ※ 市町村、一部事務組合も対象となります。
 - ※ 同一の事業者が所有する複数の事業所において補助事業を実施する場合、複数の事業所をまとめて申請することができます。

(2) 補助対象ロボット

次の条件すべてを満たすロボットであること

- ① 福島県内の事業所で製造^{*1}又は開発^{*2}されたロボットであること
 - ※ 1 福島県内の事業所で最終的な組み立て工程が行われていること（当該工程が軽微なものである場合を除く）
 - ※ 2 福島県内に本社及び当該ロボットの主要開発拠点を有していること
- ② 本事業により福島県内の現場に導入すること
- ③ 本事業における「災害対応等ロボット」であること

(3) 補助対象経費

機械装置費（災害対応等ロボット、附帯的機器の購入に要する経費）

- ※ 附帯的機器には、災害対応等ロボットを起動するため不可欠となる機器（エアコンプレッサ、コントローラー等）の購入の費用を含むものとします。ただし、メーカー推奨機器等、ロボットと一括購入する場合があります。
- ※ 原則、消費税及び地方消費税抜きの金額を対象とします（公共機関等除く）。
- ※ 補助対象経費のうち、附帯的機器導入の額は、ロボット機器導入の額を上限とします。

※ 補助対象として認める経費は、同一の災害対応等ロボット、附帯的機器の販売価格や、類似商品について、概ね過去1年以内の価格設定などと比較して、適切な価格設定だと証明できるものに限ります。

(4) 補助率及び補助限度額

- 補助率 1 / 2 以内
- 補助限度額 1,500 万円

(5) 申請に当たってのロボット製造者又は開発者との連携

本事業の審査では、ロボットの製造者又は開発者に対して現地調査等を行い、以下①、②を満たしているか確認を行いますので、必ずロボットの製造者又は開発者と連携して申請を行ってください。

- ① 福島県内の事業所で製造又は開発されたロボットであること
- ② 補助対象経費の対象となる災害対応等ロボット、附帯的機器の価格が適切に設定されていること

ロボットの製造者又は開発者の了解が得られず、現地調査等を行うことができない場合には、補助の要件を満たさないものとします。

また、補助対象ロボット1種類につき、合計1,500万円までの補助上限とします。機種毎の上限額がありますので、申請の際には、ロボット製造者又は開発者にお問い合わせください。

5 申請方法

(1) 申請方法及び提出部数

郵送又は持参方式とします。(提出部数：正副各1部)

(2) 提出書類

- ① 災害対応等ロボット導入事業費補助金交付申請書(様式第1号～第1-3号)

※ 金額の内訳は、明確に示してください。

《添付書類》

- ② 見積書 ※原本
- ③ 対象の災害対応等ロボット、附帯的機器の概ね過去1年以内の販売価格を確認できる書類（平成29年6月15日以前に販売実績のないものについては、類似する災害対応等ロボット、附帯的機器の概ね過去1年以内の販売価格を示す書類）
- ④ 登記事項証明書（全部事項証明書）、個人にあつては住民票 ※原本
- ⑤ 申請者の事業概要を確認できる書類（会社パンフレット等）
- ⑥ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- ⑦ 福島県税納税証明書（各地方振興局県税部が発行する県税に未納がないことを証明するもの） ※原本
- ⑧ ロボット導入現場を確認できる書類（配置図・写真等）
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式A） ※ 原本
- ⑩ 債権者登録申請書（様式B）
- ⑪ 預金通帳の写し等、口座名義人や口座番号を確認できるもの

※ 補助対象とする物品によっては、追加で書類の提出を求める場合があります。

(3) 留意事項

- 書類に不備がある場合は、受理できません。不明点などは事前に相談してください。
- 提出書類については返却しません。

(4) 提出・問い合わせ先

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部ロボット産業推進室
電話：024-521-8568
FAX：024-521-7932
E-mail：robot@pref.fukushima.lg.jp

6 審査及び交付決定等

(1) 審査

以下の点について審査の上、交付決定します。

- 補助事業の内容が、事業の目的や補助の要件に合致していること
- 補助事業の全体計画が適切であり、その実行性や継続性が確認できること
- 補助事業に要する経費（機器等の購入費、その他導入に係る費用）が妥当であること
- ロボットの製造者又は開発者への現地調査などを通じて、対象のロボットが県内で製造又は開発されたと確認できること

(2) 交付決定通知

交付決定通知は審査後、順次申請者に通知します。

(3) 留意事項

交付決定前の事前着手は、補助対象外となります。契約・発注などの手続きは、交付決定後としてください。

7 補助金の支払い

(1) 完了報告

事業完了（購入）後、速やかに完了報告を県に提出してください。

(2) 実績報告

事業完了（購入）した日から、15日後または平成30年3月15日のいずれか早い日までに実績報告を県に提出してください。

(3) 補助金の確定

- 福島県が補助金として補助事業者を支払うべき金額は、補助事業終了後の確定検査において確定します。そのため、補助金額は交付決定額以下となる場合があります。
- 補助金の支払については、原則として、補助事業者から実績報告書の提出を受け、確定検査を経て補助金額の確定後に精算払いとなります。

8 その他

(1) 交付決定の取消

業務の遂行が明らかにできないと認められる場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

(2) 財産の処分の制限

50万円以上の補助対象機器は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に基づき、処分が制限されます。

(3) 使用状況の報告

補助を受けた年度の翌年度から3年間にわたって、毎年1回、使用状況をご報告ください。

今年度補助を受けた場合、平成30年度から平成32年度まで報告の義務があります。

なお、報告期限は、次のとおりです。

- ・平成30年度分については、平成31年4月末
- ・平成31年度分については、平成32年4月末
- ・平成32年度分については、平成33年4月末

(4) 情報発信への協力等

- ロボット機器導入の状況について情報発信するとともに、県政広報等にもご協力ください。
- 補助事業の成果を活かしていくため、「ふくしまロボット産業推進協議会」に入会の上、産学官連携や情報発信へのご協力をお願いします。